

## 吹田市市税審議会 会議録

### 1 開催日時

平成28年(2016年)10月5日(水) 午前10時から正午まで

### 2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

### 3 出席者

(委員)・日高 政浩 委員  
・大川 清見 委員  
・井川 文夫 委員  
・高橋 守 委員

・辻 美枝 委員  
・友田 光子 委員  
・児島 伸幸 委員

(市理事者)・春藤 副市長  
・小林 次長(債権管理課長事務取扱)  
・當 税制課長  
・馬場 市民税課長  
・伊東 資産税課主幹  
・田中 市民税課長代理  
・東風 濱 納税課長代理  
・佐納 債権管理課長代理

・牧内 税務部長  
・葉山 資産税課長  
・田中 税務部参事(納税課)  
・田村 資産税課主幹  
・新栢 市民税課主幹  
・海江田 納税課主幹

(事務局)・樋上 税制課長代理  
・前田 税制課係員

・植田 税制課主任

### 4 傍聴者

一名

### 5 配付物

#### (1) 市税審議会資料(事前送付)

(ア) 議事1 平成28年度税制改正に伴う、わがまち特例導入について (1ページ)

(イ) 議事2 平成27年度(2015年度)市税収入状況について (3ページ)

(ウ) 吹田市市税審議会規則(5ページ)

#### (3) 吹田市市税審議会 会議次第(事前送付)

#### (4) 座席表(事前送付)

#### (5) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の変更点一覧

## 6 会議内容（発言要旨）

### （1）議事 1 諮問事項について

諮問事項 1 わがまち特例の導入について、理事者側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。

（委員）対象設備の導入例が少ないとのことだが、税収への影響が少ないという理解で良いのか。

（理事者）特例率の割合は、下限 1/2、参酌基準 2/3、上限 5/6 で、その差は 1/6 であり、今までの実績から試算すると 3 年間における税額の差は 5 万 1,000 円程度であり、本市の税収への影響は少ない。

設備の平均取得価格が 900 万円程度であり、事業者にとっても設備導入に対する影響は少ないと考えられる。

（委員）本特例適用対象者は再生可能エネルギーを生産・売電することを業とする法人又は個人を対象とした制度なのか。

（理事者）売電目的でなく、自家消費型の発電設備を対象としている。建物の屋上・屋根に設備を備え、政府の再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受給している事業者が特例の対象となる。具体例としては、豊中市や大阪市大正区の大規模店舗の屋根を利用した自家消費の施設がある。事業者が自己の店舗や工場の電力設備に使う電力をまかなうために設置されたものに対する制度であって、個人ではなく事業者が対象である。

本制度の適用要件である政府補助金にも予算の限度があり、吹田市が特例により減額を行ったとしても発電設備の設置を誘導する効果は低いと考えられるので、参酌基準とするものである。

（委員）発電し自らの事業のために消費する事業者が対象ということか。

また、電力が余った場合は、売電ということは可能なのか。

（理事者）再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金は、自家消費型を対象とした設備の設置者に限られ、その交付を受けたものに対し特例措置を行うものである。売電については対象外となるものである。

（委員）今回の再生可能エネルギー発電設備の設置の促進について、市の立場は積極的なのか、消極的なのか。

（理事者）温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量の削減への取り組みのために、特例割合を大きくすれば当該設備の誘導に効果があるのかを検討する必要がある。しか

し、特例制度の適用条件となる補助金の対象となると思われる事業者が1件のみであるため、誘導効果を見極めるのは困難である。よって、今回は参酌基準を採用したい。

(委員) 吹田市は特例割合の下限を採用しようとしていないことから、当該設備の導入について消極的であるとは考え難いが、これまでの説明では、消極的にも聞こえてしまう。説明のされ方としてどうか。

(理事者) 補助金の交付状況等を踏まえると、固定資産税の特例率をさらに1/6下げることが、誘導効果につながるかの検証は困難である。

下限の特例率を採用すれば、その誘導効果と市税の減収について、説明責任が必要になる。今のところ、誘導のために参酌基準を超える割合を採用することの効果が見込めないで、平成30年3月31日までは参酌基準を採用し、その後については全国的な状況等を鑑みながら、再考したい。

(委員) どうして事業者たちが再生可能エネルギー事業に参入しないのか。事業者へのアンケートや話し合いは行ったのか。

(理事者) 今回の特例措置導入に際して、特別にアンケート調査を行ったというような経過はない。庁内で、それぞれの所管だけでなく相互に意思疎通・連携を図り、アンケート調査については、税制面にとどまらない形で施策に生かせるよう考えていきたい。

(委員) 吹田市で1件ということだが、どういった業種の事業者なのか。

(理事者) 太陽光発電設備等を販売することを業とする事業者であり、事業者自身が太陽光発電設備等を販売しながら、本社ビルにて自家発電を行っている。

(委員) 課税標準額と税額はどの程度か。

(理事者) 3年間の税額は、当該設備の平均取得価格913万円に対し特例割合を参酌割合の2/3で試算すると、本来の30万7,000円が20万5,000円となる。下限の1/2で試算すると15万4,000円、上限の5/6で試算すると25万7,000円となる。

3年間のそれぞれの参酌割合に対する差額は5万1,000円から5万2,000円にとどまる。4年目以降は軽減等がなく他の設備と同様の扱いとなり、減額等の措置もないため本来の税額で課税されることになる。

(委員) 政府の補助金の交付が条件だが、自ら申請しなければならないのか。ホームページなどで広報はされているのか。知らないために手続きをせず特例の適用を受けられない事業者もいるのではないのか。

(理事者) 政府の補助金の交付事務について請け負っている法人があり、そこがホームページ等で公募している。

(委員) 福島原発事故以降、市民は、原発以外の再生可能エネルギー発電に変えていく必要があると考えるようになってきていると思う。政府答弁では、原子力発電を重要なエネルギーとして位置付けているように感じる。

吹田市では、市長や議会の中で原子力発電に頼らないエネルギー供給や再生可能エネルギーへ転換していくというような論議を行っているのか。今回の特例措置が出てきた背景を教えてください。

(理事者) 国のエネルギー政策にかかわることで、全体的な流れでいうと原子力発電は見直されていく流れの中にあるだろう。国の姿勢については、当面は産業界に影響を及ぼすことがないように、すぐに全て使用しないということはなかなか難しいという見解ではないかと思われる。

本市としては、地球温暖化対策を進めるなかで再生可能エネルギーを導入していく方向に進むような動きを取りたいと考えている。

今回諮問している内容について、地球温暖化対策にどの程度資するかを考えると、企業が再生可能エネルギー設備を導入するには投資効果等がないと困難だと考えられる。電力の固定買取制度がなくなったことの影響が大きく、税だけの優遇でどれだけの設備導入効果があるのかということが見極め難い現時点では参酌基準が適切だと考える。

今後、再生可能エネルギーの導入に向けて取り組んでいく中で、こういった施策が有効なのかを考えたい。

(委員) 友人が数年前に個人で太陽光パネルを設置した際に、国からは補助金があったが、市からはなかった。太陽光パネルを設置する個人への市の補助が制度化されると、地球温暖化も抑制だけでなく、個人が設置する際にそれを地元の業者が請け負い、地元の産業活性化にも繋がる。個人への補助制度は市としては過去や現在にないのか。

(理事者) 環境施策としてどういう風に取り組んでいくのかという趣旨の質問だと思うが、減税あるいは補助金等で行うのか、費用対効果がどの程度あるのかが問題となる。減税あるいは補助金の支出と、太陽光発電設備を設置することによる温室効果ガスの削減とのバランスを見て、設置していない市民の方々に理解されるところがどの程度なのか見極める必要がある。これらを検討すると個人の家への発電設備設置に対する補助制度は困難だと考える。

太陽光発電が一般的に導入された当時は、再生可能エネルギー導入のための方策として補助金などもあったが、いずれは再生可能エネルギーが一般的に普及させるためであり、いつまでも減税や補助金で誘導効果をはかるということはずべきでないと考えてい

る。このような下で今回の特例措置は事業者が対象なので、採算ベースに合わない導入は困難と考える。

質疑応答の後、審議した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

(2) 議事2 「平成27年度(2015年度)市税収入状況について」について理事者側から説明後、次の意見、質疑があった。

(委員) 対平成26年度比で減収とのことだが、法人市民税の税率が下がったからなのか、法人の収益は順調なのか減少しているのか。固定資産税の土地について、非課税が増えた理由を聞きたい。

(理事者) 法人市民税については6億2,000万円の減少になっているが、そのうち4億7,000万円は税率が下がった影響であると分析している。また平成26年度吹田市内の事業者の収益が非常に好調であったが、平成27年度は平均並みに戻り、その反動として1億1,000万円減少となったと考えられる。残りの4,000万円は法人市民税の過年度分と分析している。

法人市民税の減収の大きな要因はこの3つと考えられ、法人の収益自体は若干の落ち込むと推測している。

(理事者) 固定資産税の土地における非課税地積の増について、具体的には万博記念公園地域一体である。

平成26年度分については、賦課期日である平成26年1月1日は独立行政法人日本万国博覧会記念機構という法人が所有しており、一部用途非課税を除き課税対象であり、同年4月1日に同法人が解散したが、その所有していた不動産等を承継した大阪府が納税した。平成27年度は賦課期日である平成27年1月1日時点の所有者は国と大阪府で非課税となり、平成27年度の税収が前年度より2億5,000万円減少した。

(委員) 事業所税が減少した理由は大規模企業の閉鎖とあるが、岸部の物流センターになる予定のところか。また事業所が戻ってくるので、税収自体は回復するという認識で良いのか。

(理事者) 位置としては、その認識で間違いはない。但し、物流センターとすれば、事業所税で特例という形で控除になる割合が多くなるので、通常の仕事所よりは税収が減少する可能性がある。

(委員) エキスポシティが平成26年11月に開業したため、固定資産税では家屋・償却

資産・交付金、また地方消費税交付金が入ってくると思うが、全体としてどの程度の増収を見込んでいるのか。

(理事者) 万博記念公園地域で、家屋は評価を大阪府に依頼しており現在は算定中のため、税額は確定していない。償却資産は把握している範囲で概算ではあるが 2 億 2,000 万円程度の税額を見込んでいる。交付金は平成 28 年度で 2 億円程度である。なお、地方消費税交付金の所管は企画財政室である。

(委員) 個人市民税は、平成 27 年度であれば 2.8 億円ほど増えており、平成 23 年度からのグラフを見ている、増加している。その理由は、アベノミクスなのか、吹田市の人口増なのか、その要因を教えてください。

(理事者) さまざまな要因があるが、平成 26 年度と平成 27 年度では、2,700 人程度の人口増であったため、個人市民税が増収したと考えている。主に千里丘地域に大規模なマンションが竣工され、給与所得者の転入が多かったと考えている。

(委員) 市民税・固定資産税の納付について、銀行窓口納付・コンビニ納付・口座振替の具体的比率を教えてください。

(理事者) 税目によって数値は変わってくる。平成 27 年度の割合だが、個人市民税では本市の場合、特別徴収分の率が高いためほとんどが窓口納付である。固定資産税ではコンビニが 28.46%、口座振替については 33.3%となっている。全体では、コンビニの収納については全体の 20%、口座振替については 11%となっている。

(委員) 口座振替への前納報奨金廃止の影響はあったのか。

(理事者) 全期前納は多少減少したが、大幅に減少したというわけではない。

(委員) この状況から見て、市の財政状況についてどのようにみているのか。

(理事者) 本市の財政状況は、平成 27 年度は対前年度比で税収は減少しているが、1 人あたりの市民税というのは府内でもトップクラスであり、自主財源率が非常に高い水準にあり、その財源でもって独自の施策を行えている。人口増加、平均所得の高さが、財政状況に好影響を与え、全体的には堅調であり、人件費や扶助費など恒常的な経費に充てる経常収支比率も 95.2%まで改善している。

こういう状況の下で、積極的な投資も含めて健全な財政運営を行っている。

(委員) 滞納金額の内訳と、徴収率向上の取組みについて聞きたい。

(理事者) 滞納繰越分の内訳は市府民税が大半を占めている。

固定資産税については自らが所有するものであるもので、あらかじめ納付義務があるものと理解され、納付されていると考えている。

市府民税については翌年課税のため、会社を退職し、転居することで納付が滞ることが多い。その場合、窓口・電話による納税相談に加えて、担当者が直接滞納者の自宅に訪問するなどして生活実態の把握に努めるとともに、分納も含めた納税しやすい方法などの相談に積極的に応じるようにしている。

また、コンビニでの収納、徹底した財産調査、滞納事案への早期着手、厳正な滞納処分執行に努めている。平成 25 年度からは高額滞納整理班の配置、平成 26 年度からは不動産公売の実施、平成 27 年度からは搜索による動産の差押えの実施と、大阪府徴収機構に職員を派遣し、スキルの向上に努めている。特に現年度分については、新しい滞納分を増やさないために 4 期の内、1・2 期分の未納者には督促状発送ののち、早期に着手することによって滞納繰越化をできるだけ縮減させることを目標に年度内の徴収に現在努めているところである。今年度は特別に現年度担当班を配置し、前年度以上に滞納繰越化を減少させることを目標として取り組んでいる。

(委員) 生活実態に見合った滞納処分とのことだが、市民は払えるのであれば払うという気持ちを持っていることを理解し、過度な徴収にならないよう、生活実態をきめ細かく把握して欲しい。

本市で保育所不足が話題になったが、保育所定員を増やせば、子供を預けて働くので、本市の税収に繋がるし、他市への転出が減り市内に定着してくれるのではないか。このような施策を進めてほしい。

(理事者) 滞納者の資産状況を見極めて、本来の担税力に着目して業務を進めている。

事実上の破産をしているような場合や家庭の事情等でやむを得ない場合は、には福祉の担当部署との連携を図り、とにかく取り立てるということではなく、分納や徴収を見合わせることも視野に入れながら、対象者に応じた対応を取っていきこうと努めているところである。一方、納められる者が滞納している場合には厳正な対応をしている。

保育所については、保育力の強化に取り組んでいる。50 年後の本市の状況を見極めて生産年齢層を一定の割合に保つという市の施策として保育は非常に重要であり、長期的には市税状況にも影響するので、そういう観点からも福祉的なことにも取り組んでいきたい。

(委員) 滞納繰越分は年度ごとに減少傾向にあるのか、またその徴収率が上がっているのか。

(理事者) 滞納率については現年度からの早期着手により年々減少している。徴収率に

については、わずかながらも上がっているというのが現在の状況である。